

○奈良県警察山岳警備隊設置運用要綱の制定について

(平成11年4月23日例規第22号)

[沿革] 平成17年7月例規第16号、20年3月第25号、26年2月第4号、30年4月第22号、31年4月第23号、令和4年3月第5号改正

近年の登山ブームに伴い、県下においても中高年者を中心とした山岳遭難が多発傾向にあり、大峯山脈、台高山脈等の山岳地帯を管轄する警察署の負担が年々増加傾向にある。

こうしたことから、山岳遭難の発生に際して組織的に対応し、迅速かつ的確な捜索・救助活動等を行うため、山岳に関する知識、経験等を備えた警察官をもって、「奈良県警察山岳警備隊」を組織することとし、別記のとおり「奈良県警察山岳警備隊設置運用要綱」を定め、平成11年4月23日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別記

奈良県警察山岳警備隊設置運用要綱

第1 設置

山岳遭難の防止を図るとともに、山岳遭難の発生に際し、捜索・救助活動を効果的に行うため、奈良県警察本部に「奈良県警察山岳警備隊」（以下「山岳警備隊」という。）を置く。

第2 任務

山岳警備隊は、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 山岳遭難者の捜索、救助及び救護活動
- (2) 山岳遭難の防止に関する活動
- (3) 関係機関、団体等との連絡及び調整
- (4) その他山岳遭難救助活動を行うに当たって必要な事項

第3 編成等

1 編成

山岳警備隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって組織し、その編成は別表第1のとおりとする。

2 隊長

- (1) 隊長は、生活安全部地域課長（以下「本部地域課長」という。）をもって充てる。
- (2) 隊長は、必要に応じて隊員を招集又は派遣し、その活動を統括する。

- (3) 隊長は、関係機関及び団体並びに山岳地帯を管轄する警察署長を始め、関係所属長との連絡調整を行うとともに、装備資機材の整備充実を図るなど、山岳警備隊の効果的な運用に努めなければならない。

3 副隊長

- (1) 副隊長は、主要な山岳地帯を管轄する桜井、高田、五條及び吉野警察署の地域課長をもって充てる。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐するとともに、それぞれ副隊長が所属する警察署の管轄区域内で発生した山岳遭難における捜索・救助活動に当たっては、その責任者として隊員を統率する。
- (3) 副隊長は、管轄する山岳の登山道及び危険箇所の把握並びに自署の隊員に対する訓練に努めなければならない。
- (4) 副隊長は、山岳遭難防止活動、山岳遭難救助活動等山岳警備隊の活動を適切かつ効率的に行うため、所属する警察署の管内の市町村等の関係機関、民間の山岳救助隊等との緊密な連絡及び協調に努めなければならない。

4 隊員

- (1) 隊員は、警備部警備課警察航空隊（以下「警察航空隊」という。）及び警備部機動隊並びに副隊長の所属する警察署に勤務する警部補以下の階級にある警察官の中から警察本部長（以下「本部長」という。）が指名した者をもって充てる。
- (2) 隊員は、隊長及び副隊長の命を受け、第2に掲げる活動に従事する。
- (3) 隊員は、平素から体力の錬成及び技術の修得に努めるとともに、捜索・救助活動に当たっては、一致団結してその目的を達成できるよう、最善を尽くさなければならない。

第4 隊員の推薦

警備部警備課長、警備部機動隊長及び副隊長が所属する警察署の長は、別表第1に定める所属別隊員指名基準に基づき、所属の警察官の中から山岳警備隊員としてふさわしい者を選考し、山岳警備隊員推薦書（別記様式第1）により、本部地域課長を経由して本部長に推薦するものとする。

第5 隊員の指名

隊員の指名は、第4の推薦に基づき、適当と認めた者について、本部長が山岳警備隊員指名書（別記様式第2）を交付して行う。

第6 隊員の解任等

- 1 隊員が所属する所属の長は、当該所属の隊員が疾病その他の理由により隊員としての活動ができないと認めるときは、山岳警備隊員解任上申書（別記様式第3）に

より、本部地域課長を経て本部長に隊員の解任を上申するものとする。

- 2 本部地域課長は、解任の決定があったときは、当該上申を行った所属長に通知するものとする。
- 3 隊員が他所属に異動したときは、別に解任の手続を要せず、隊員を解任されたものとみなす。
- 4 隊員が所属する所属の長は、1から3までに定めるところにより、隊員の解任があったときは、第4に定めるところにより、遅滞なく後任者を推薦しなければならない。

第7 山岳遭難発生時の措置

- 1 副隊長を置く警察署の長は、山岳遭難が発生した場合は、原則として、当該警察署の副隊長、隊員その他の署員により捜索・救助活動を行うものとする。
- 2 副隊長を置く警察署の長は、山岳遭難が発生した場合において、当該警察署の山岳警備隊員を出動させるときは、その旨を隊長を経由して本部長に報告するものとする。

第8 派遣要請

- 1 警察署長は、警察用航空機による捜索・救助活動が必要と認めるとき、又は捜索・救助活動が長期化するなど、当該警察署の体制のみでは対応できないと認めるときは、山岳警備隊派遣要請書（別記様式第4）により、隊長を経由して本部長に派遣要請を行うものとする。
- 2 本部長は、警察署長からの派遣要請を受けた場合において、山岳警備隊の派遣を必要と認めるときは、隊長に派遣を命ずるものとする。

第9 隊員の派遣

- 1 派遣命令を受けた隊長は、山岳遭難の規模、態様等に応じて所要の隊員を招集し、要請を行った警察署に派遣するものとする。
- 2 派遣する隊員は、原則として警察航空隊又は警備部機動隊に所属する隊員とし、当該所属の長は、隊員の派遣要請があったときは、直ちに隊員を派遣しなければならない。

第10 指揮

派遣された山岳警備隊員に対する活動の指揮は、出動要請を行った警察署長がとるものとする。

第11 教養、訓練等

隊長は、山岳警備隊員の登山技術、救助技術等の向上を図るため、計画的に隊員を招集し、必要な教養及び訓練を実施しなければならない。

第12 服装

隊長、副隊長及び隊員は、出動、教養、訓練等の山岳警備隊の活動に従事するとき
は、別表第2に定める被服を着用するものとする。

第13 被服の管理

- 1 隊長、副隊長及び隊員の被服は、奈良県警察官の被服の支給及び装備品の貸与に
関する条例（昭和29年6月奈良県条例第25号）第4条に規定する特殊の被服として
調製し、本部地域課長が管理するものとする。
- 2 本部地域課長は、被服貸与簿（別記様式第5）を備え付け、被服の貸与又は返納
の都度これを記録しておくものとする。

第14 報告

隊長は、山岳警備隊の活動状況について、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に
定める書面により、本部長に報告しなければならない。

- (1) 山岳警備隊が出動し、又は隊員を派遣した場合 山岳警備隊出動・派遣報告書
（別記様式第6）
- (2) 隊員に対する教養又は訓練を実施した場合 山岳警備隊教養・訓練実施結果報
告書（別記様式第7）

第15 庶務

山岳警備隊の庶務は、生活安全部地域課において処理するものとする。

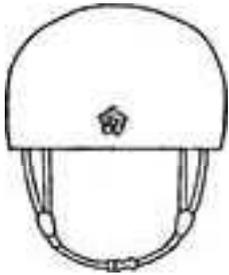
別表第1（第3、第4関係）

山岳警備隊編成表

隊長	副隊長	隊員	所属別隊員指名基準
生活安全部 地域課長	桜井警察署 地域課長	警部補以下の警察官 24名	警備部警備課警察航空隊 1名
	高田警察署 地域課長		警備部機動隊 5名
	五條警察署 地域課長		桜井警察署 3名
	吉野警察署 地域課長		高田警察署 3名
			五條警察署 6名
			吉野警察署 6名

別表第2（第12関係）

品目	制式等		形状
山岳警備隊活動服	上衣	青色を基調とした合成繊維織物であって、伸縮性及び通気性を有するものとする。 左上腕部に黒色の「NPP MOUNTAIN RESCUE」の文字を配する。	
	ズボン	黒色を基調とした合成繊維織物であって、伸縮性及び通気性を有するものとする。	
山岳警備隊雨衣	上衣	青色を基調とした合成繊維織物であって、防水性、保温性及び通気性を有するものとする。 フード付きのものとし、襟回りにフードを収納する機能を備える。	
	ズボン	黒色を基調とした合成繊維織物であって、防水性、保温性及び通気性を有するものとする。	

山岳警備隊ヘルメット	<p>白色の合成樹脂製とする。</p> <p>前面中央部に白色の台地に金色の日章を付け、後面中央部に白色の台地に黒色の「奈良県警察」の文字を配する。</p> <p>内部に緩衝体を付け、顎ひもを付ける。</p>	前面
		
		後面
		

備考 山岳警備隊の活動を適切かつ効率的に行うため、特に必要があると認められる場合は、警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号）第1条第1項各号に掲げる被服その他の被服を着用することができるものとする。

別記様式第1 (第4関係)

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

長

山 岳 警 備 隊 員 推 薦 書

階 級 ・ 職 名			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
採 用 年 月 日	年 月 日 (勤続 年 月)		
経 歴			
推 薦 理 由			
登 山 経 歴	夏 山	冬 山	所 属 山 岳 会 等
	延べ 日	延べ 日	有 (名称) ・ 無
備 考			

別記様式第2 (第5関係)

山 岳 警 備 隊 員 指 名 書

(氏名)	(現官職)
(指名内容) 奈良県警察山岳警備隊員に指名する。	
年 月 日 指名権者 奈良県警察本部長 印	

別記様式第3 (第6関係)

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

長

山 岳 警 備 隊 員 解 任 上 申 書

階 級 ・ 氏 名	
生 年 月 日	
指 名 年 月 日	
解 任 理 由	
備 考	

別記様式第4（第8関係）

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長
担当者 _____
電 話 _____

山 岳 警 備 隊 派 遣 要 請 書

事 案 名	
派 遣 要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日（ 時ごろ）から 年 月 日（ 時ごろ）まで

別記様式第6(第14関係)

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

奈良県警察山岳警備隊長

山岳警備隊出動・派遣報告書

事 案 名	
出 動 ・ 派 遣 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 から 年 月 日 午前・後 時 分 までの間
出 動 ・ 派 遣 先	
出 動 ・ 派 遣 人 員	
出 動 ・ 派 遣 理 由	
出 動 ・ 派 遣 結 果	
備 考	

別記様式第7(第14関係)

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

奈良県警察山岳警備隊長

山岳警備隊教養・訓練実施結果報告書

教養・訓練名	
教養・訓練期間	年 月 日 午前・後 時 分 から 年 月 日 午前・後 時 分 までの間
教養・訓練場所	
教養・訓練受講者	
教養・訓練内容	
備 考	